

令和 8 年度販路開拓チャレンジ事業業務委託仕様書

1 委託業務名 令和 8 年度販路開拓チャレンジ事業業務委託

2 事業目的

レストランや卸売業者等に対して、県産農産物等の取扱いを推進することで、生産者や 6 次産業化事業者等の販路開拓を図る。

3 業務実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務委託の内容

(1) レストランや卸売業者等と生産者等とのマッチングの推進

本県産農産物の取扱い意向のあるレストランや卸売業者等を対象に、生産者の商品紹介シート等を活用して、県産農産物等の取扱いを積極的に提案すること。なお、マッチングする生産者については、県と協議の上決定すること。併せて、マッチングの際に物流が課題となる場合には、考えられる解決策を提案すること。(目標：商談 50 件以上)

ア 生産者の商品紹介シートの作成

レストランや卸売業者等へ商品を紹介するため、生産者ごとに特長や取引条件などを記載した商品紹介シート（FCP 展示会・商談会シートなど任意様式）を作成すること。また、作成にあたっては必要に応じて生産者と面談を実施すること。

イ レストランや卸売業者等へのサンプル提供

マッチングが可能などところについては、サンプル提供や取扱いを推進するために必要な支援策（送料負担など）を提案すること。また、マッチングにあたっては出荷時期、生産量を踏まえて提案を行うこと。

ウ 産地招へい

レストランのシェフや卸売業者等の仕入れ担当者等を必要に応じて産地に招へいし、県産農産物等の商談を促すこと。

エ 県産農産物等が取り扱われることとなった商品・メニューについての PR の実施

県産農産物等が取り扱われることになった場合には、必要に応じて県及び取引先等と連携し、商品の効果的な PR（メニューフェア、店頭 PR イベント、プレゼントキャンペーン、メディアへの情報提供、SNS の活用等）を実施し、商品・メニュー及び県産農産物等の消費拡大を図ること。また、県と協議し、必要に応じて POP・リーフレット等を作成すること。

(目標：フェア開催 1 回以上)

(2) 県産オーガニック農産物の PR 及びマッチングの推進

オーガニック農産物の取扱いに理解のある飲食店やホテル等を対象に、生産者の商品紹介シート等を活用して、県産オーガニック農産物を積極的に提案すること。なお、マッチングする生産者については、県と協議の上決定すること。併せて、マッチングの際に物流が課題となる場合に

は、考えられる解決策を提案すること。（目標：商談 20 件以上）

なお、マッチング及びPRの実施にあたっては、4の（1）ア～エに準ずること。

（3）いばらき米の極み頂上コンテストのローズドール賞（レギュラー米部門最優秀賞）及びバイオ・ローズドール賞（有機米部門最優秀賞）のPR及びマッチングの推進

いばらき米の極み頂上コンテストのローズドール賞及びバイオ・ローズドール賞を受賞したお米について、それぞれ5俵を買い上げた上で、サンプル提供や原料提供補助等に活用することで、高級レストランやホテル等での取扱いを推進すること。

また、必要に応じてPR用のPOPやポスター等を作成すること。

なお、実施に当たっては次の点に留意すること。

- ・ 買い上げる5俵の購入については25万円程度を想定すること。
- ・ 高級レストランやホテル等の選定については県と協議すること。
- ・ 購入方法やPR資材の作成に関しては県と協議すること。

（4）茨城県産品電子カタログの運用管理及び保守

首都圏等のホテル、飲食店等のバイヤーを対象とした茨城県産品電子カタログに関する運用管理及び保守を行うこと。

ア サーバー、回線等は過去のサイトの閲覧者数等をふまえ、必要かつ十分な容量とし、システム関連機器は耐障害性に優れた構成とするなど信頼性が確保できるものとする。また、システムの運用管理及び保守を行う者を明確に定め、個別のID、パスワード等によりアクセス権限を管理すること。

イ 運用管理は次のとおりとする。

- (ア)稼働状況監視（ログチェック、ヘルスチェック）
- (イ)障害対策
- (ウ)機器の保守点検（年に1回以上）
- (エ)バックアップ（四半期毎に1回以上）
- (オ)セキュリティ情報の収集、報告及び対策
- (カ)ウイルス対策

ウ サイトについて適切に管理を行い、障害が発生したときは直ちに県に対し報告を行うとともに、受託者の費用において対策を講じ、復旧を行うこと。

エ 運用管理において取得したバックアップのデータについては、本事業の業務実施期間満了後、適切な管理のもと1年以上保管するとともに、システムログやアクセスログについても、取得から1ヶ月間程度閲覧を可能とすること。

オ 使用するウイルス対策ソフトについては、最新のパターンファイルを使用したチェックを行うとともに、不正アクセス、ハッキング等についても対策を講じること。また、本事業において使用した機器等を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェア等を使用し、情報が復元できないような対策を講じること。この他、「安全なウェブサイトの作り方（独立行政法人情報処理推進機構セキュリティーセンター）」を参考にセキュリティ対策を講じること。

カ 県が定期的に行うセキュリティ診断（監査）等については、その指示に従い、適切に実施するとともに、異常が検出された場合は速やかに改善策を講じること。

(5) 人員配置

本事業の実施に当たっては、レストランや卸売業者等及び生産者との連絡調整業務を担当する専任職員を配置し、円滑な事業運営に努めること。

5 実施計画書

受託者は、契約後速やかに本仕様書に基づく実施計画書を作成し、県と協議の上、業務を実施すること。

6 成果物の作成・提出

(1) 事業実施報告書（以下の事項を記載すること） 2部

- ・マッチングにより成約した件数、店舗数、金額等
- ・成約しなかったマッチングについてはその理由等

(2) 本事業により作成した商品紹介シートやPR資材等及びそのデータ

(3) サンプル提供や配送費、本事業において購入した物品等について購入を証する書類（領収書、納品書等）の写し

(4) 上記データを収めた記録媒体（提出方法については県が別途指示する。）

7 その他

(1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進めるものとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度県と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、県は作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

(2) 月に1回程度事業の進捗状況を報告すること。また、定期的に県と打合せを行うなど情報の共有を図ること。また、必要に応じて県の関係機関と連携をとること。

(3) 本事業で発生した制作物等の著作権は県に帰属する。

(4) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。

(5) 令和9年度以降の事業について、令和8年度と異なる受託者による運営又は県による自主運営となった場合は、県の指示に従い、調査を行った企業や産地の担当者・連絡先、令和8年度までの継続した取組状況等、事業に関わるすべての情報（データ）を速やかに提供し、年度当初から切れ目なく事業を運営できるよう協力すること。